

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月18日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名

健康保険高齢受給者証他5点の作成

健康保険高齢受給者証(単票) 予定数量210,000枚

健康保険特定疾病療養受療証(単票) 予定数量4,700枚

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(単票) 予定数量15,000枚

健康保険限度額適用認定証(単票) 予定数量460,000枚

日雇特例被保険者受給資格者票(1年)(単票) 予定数量9,810枚

日雇特例被保険者特別療養費受給票(単票) 予定数量3,450枚

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成23年6月21日 他9回

(4) 納入場所

全国健康保険協会が指定する場所(首都圏1ヶ所の予定)

(5) 入札方法

入札は、各契約希望単価(少数点以下第2位まで)に予定数量を乗じた金額の合計で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(合計額)をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成22、23、24年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「物品の製造」のB、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(6) 全国健康保険協会、厚生労働省又は日本年金機構から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布及び問い合わせ先
〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9F
全国健康保険協会 経理グループ
電話（代表） 03-5212-8214（担当）山下（敬）
- (2) 入札書の受領期限等
期 限 平成23年4月7日午前11時
（郵送する場合は、必着すること）
提出場所 上記3(1)と同じ
- (3) 開札の日時及び場所
日 時 平成23年4月8日 午前10時
場 所 東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9F
全国健康保険協会本部会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
全額免除とする。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を平成23年4月7日午前11時まで提出しなければならない。
入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会理事長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、全国健康保険協会会計規程第23条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札

者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第25 条契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第26 条契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3 年間は競争に参加させないことができるものとする。又これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。